

資材価格等の急激な変動に対する適時・適切な対応について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、ロシアのウクライナ侵攻なども相まって、木材、鋼材、生コンクリート、油脂類などの建設資材や原材料価格が急激に高騰しております。こうした中、国ではスライド条項の運用が見直されたことを高く評価するとともに、県においても見直しに向け検討中であると聞いており、一日も早い施行を期待している状況にあります。しかしながら、このスライド条項の適用にあたっては、対象資材ごとに1%ルールが適用され変動額が1%を超えない資材についてはスライド条項の対象から除外されること、また、変動額の合計金額から請負代金額の1%が差し引かれることから企業にとって大変厳しい状況となっております。

つきましては、品確法が謳う適正な利潤確保の観点から、各建設資材や原材料の実勢価格を把握するために価格調査や見積徴収を詳細に行いその頻度を上げるとともに、積算にあたってはその都度リアルタイムな実勢価格を活用されることをお願いいたします。

また、やむを得ずスライド条項を適用せざるを得ない場合には、手続きがスムーズに進むよう格段の配慮をお願いいたします。

令和4年9月22日

一般社団法人富山県建設業協会
会 長 竹 内 茂